

## 加西市中小企業事業資金融資のご案内

加西市では、市内中小企業の方へ事業資金融資のあっせんを行っています。保証料の50%及び利子の一部を市が負担しますのでご利用ください。

### 融資対象

- ・市内に1年以上事業所を置く中小企業の方
- ・兵庫県信用保証協会の保証対象事業に該当するもの。

### 融資の内容

資金用途及び 限度額	運転資金	800万円以内	最高限度額 1,500万円
	設備資金	1,000万円以内	
	公害除去資金	500万円以内	
融資利率	年1.4% (うち18年度貸付分に限り0.4%市が利子補給を行う。)		
貸付期間	500万円以内	5年以内	うち据置期間 6ヶ月以内で可
	500万円超	7年以内	
その他	兵庫県信用保証協会の保証要 (ただし、18年度は市が50%を負担する。)		
取扱金融機	但馬銀行加西支店 みなと銀行加西支店 姫路信用金庫加西支店 播州信用金庫北条支店 但陽信用金庫加西支店 兵庫県信用組合加西支店		

## 加西市勤労者住宅資金融資のご案内

加西市では、勤労者の方を対象に、住宅の建築、購入、増改築に必要な資金の融資のあっせんを行っています。

### 融資を受けることができる方

- ・市内に1年以上居住している勤労者で（事業主及び家族従業員は除く）同一事業所に1年以上勤務している方。または、同一事業所に3年以上勤務している方。
- ・市内に自己の住宅を建築、購入、増改築しようとする方。
- ・年齢が20歳以上60歳未満の方（但し、完済時に76歳未満の方）
- ・市税を滞納していない方。
- ・取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる方。

### 融資の内容

	建築・購入・増改築
限度額	2,000万円以内
期間	35年以内
利率	固定金利型 年 2.92% (H18.4.1~) 変動金利型 年 1.78% ※ただし資金交付時の金利が適用されます
取扱金融機関	近畿労働金庫 北播支店

問い合わせ先／建設経済部 商工観光課 TEL42-8740(直通)

## 地方税法等の改正にともなう平成18年度市・県民税の改正について

65才以上の方の非課税措置は廃止されます。65才以上で年金収入148万円以上の方は、申告を行って下さい。(既に確定申告等された方は除きます。) 所得控除により節税できます。詳しくは税務課 (☎42-8717) へ問合せ下さい。

改正箇所	改正前	改正後
65歳以上の非課税措置の廃止 (平成17年1月1日以前に65歳以上に該当する方に限る。)	合計所得金額125万円以下の方は非課税	課税 ただし、平成18年度は、税額の2/3を控除。 平成19年度は1/3を控除する。
高齢者控除の廃止	所得控除額48万円(所得税は50万円)	控除なし
公的年金等控除額の改正 (昭和16年1月1日以前に生まれた方)	下の表1のとおり	
県民税均等割の超過課税 県民緑税の創設	1,000円	1,800円(内、800円が県民緑税)
生計同一の妻に対する均等割減額の廃止	夫が市・県民税均等割を納税している場合、妻の均等割を半額にする。	廃止 市民税3,000円 県民税1,800円
定率控除額の減額	所得割の15%相当額を減税(4万円上限)	所得割の7.5%相当額を減税(2万円上限)
非課税限度額の縮小	下の表2のとおり	

【表1】

改正前		改正後	
その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万円	330万円以下	120万円
260万円超 460万円以下	(A)×25%+75万円	330万円超 410万円以下	(A)×25%+37万5千円
460万円超 820万円以下	(A)×15%+121万円	410万円超 770万円以下	(A)×15%+78万5千円
820万円超	(A)×5%+203万円	770万円超	(A)×5%+155万5千円

【表2】

扶養人数	改正前の合計所得金額		改正後の合計所得金額	
	均等割(円)	所得割(円)	均等割(円)	所得割(円)
0人	280,000	350,000	280,000	350,000
1人	736,000	1,050,000	728,000	1,020,000
2人	1,016,000	1,400,000	1,008,000	1,370,000
3人	1,296,000	1,750,000	1,288,000	1,720,000
4人	1,576,000	2,100,000	1,568,000	2,070,000
5人	1,856,000	2,450,000	1,848,000	2,420,000